

国 加工貿易の優遇縮小

中

組み立て
一部除外

高付加価値型に転換

【廣州＝菅原透】中国

政府は従来の加工貿易振興策を軌道修正し、奨励品を一部削減する。原材料輸入や製品輸出に優遇

税制を認めていた奨励品のうち、単純な組み立て作業の素材となるステンレス半製品や板材など八

百四品目を二十二日から除外する。外資系工場に原材料の現地調達を促すと同時に、付加価値の低

い製品への優遇を撤廃すること

で「組み立て型」から高付加価値型の産業構造へ転換する狙いだ。

外資企業の中国戦略にも影響を与えそうだ。一部品目の優遇をやめるのは、輸出入にかかる

税を減免する「保税措置」と呼ばれる制度。対象から除外される品目のうち、繊維廃棄物やステンレス半製品など七十七品

には輸入関税を新たに課す。板材や鉛粉末など五

百三品には輸出時に課税する。石炭、アスファルト、農薬類など二百二十

四品は輸出入のいずれにも課税する。これにより、加工貿易

優遇対象の九・三％が除外されることになる。既に受注した商品への適用は一年間の猶予期間を設けた。

原材料を輸入し、中国

国内で加工、製品として輸出する「加工貿易」は、

中国の貿易総額の約半分を占める。輸入関税と増

値税（付加価値税、一七％）を減免することで外資系企業の進出を促し、中国が「世界の工場」を目指す原動力となっていた。